

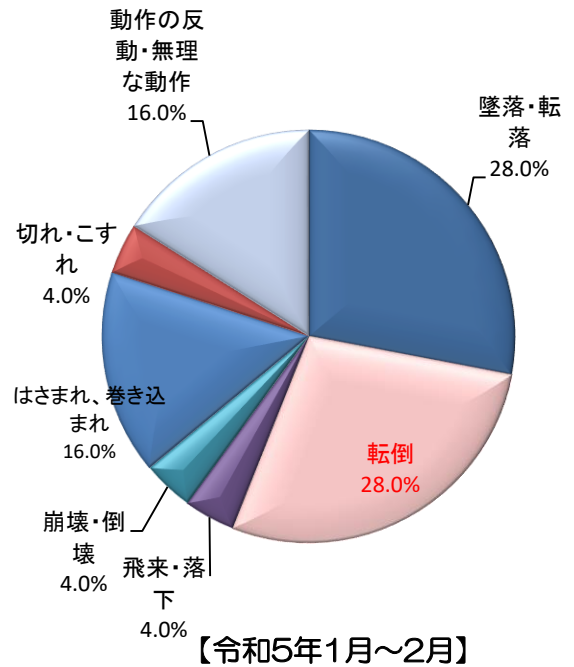


冬季の転倒災害が大幅に減少しました！！

昨年、一昨年は冬期間(12月～2月)の休業4日以上¹の転倒災害が多発し、特に駐車場における転倒災害が増加しましたが、令和4年度は降雪が少ない影響はありつつも、皆様方の転倒災害防止の結果、転倒災害による休業災害が大幅に減少し、特に**駐車場での転倒が昨年度31件から6件(速報値)**と大幅に減少しました。ありがとうございました。転倒災害に係る教育など労働者への意識付けが重要ですので、引き続き転倒災害防止の取り組みをお願いします。

| 業種 | 発生前 | 令和5年2月末(速報値) | | | |
|----------|-----|--------------|--------|-------|---------|
| | | 令和4年同期 | 死傷(死亡) | 前年同期比 | 増減率 |
| 全産業 | | 50 | 25 | 25 | -50.0% |
| 製造業 | | 11 | 4 | 7 | -63.6% |
| 鉱業 | | 1 | 0 | 1 | -100.0% |
| 建設業 | | 6 | 3 | 3 | -50.0% |
| 土木工事業 | | 4 | 1 | 3 | -75.0% |
| 建築工事業 | | 1 | 1 | 0 | - |
| その他建設業 | | 1 | 1 | 0 | - |
| 陸上貨物運送事業 | | 8 | 4 | 4 | -50.0% |
| 林業 | | 0 | 2 | 2 | - |
| 商業 | | 9 | 5 | 4 | -44.4% |
| 接客娯楽業 | | 2 | 3 | 1 | 50.0% |
| 保健衛生業 | | 7 | 3 | 4 | -57.1% |
| 医療業 | | 0 | 1 | 1 | - |
| 社会福祉施設 | | 7 | 2 | 5 | -71.4% |

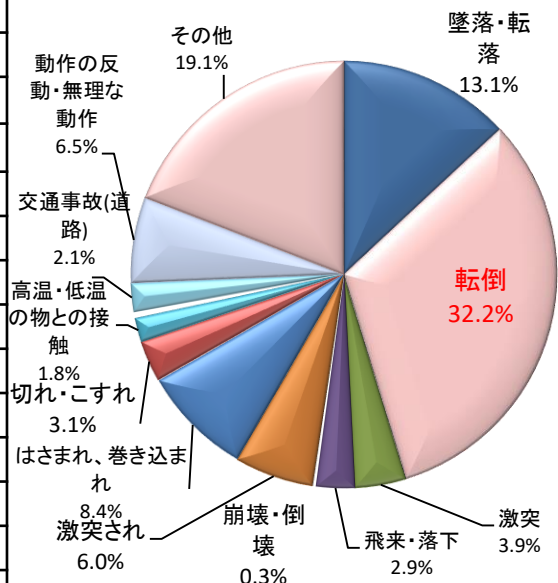
【災害の傾向(事故の型別)】



令和4年の労働災害発生状況(全期:1月～12月)

| 業種 | 発生前 | 令和4年12月末(速報値) | | | |
|----------|-----|---------------|--------|-------|--------|
| | | 令和3年全期 | 死傷(死亡) | 前年同期比 | 増減率 |
| 全産業 | | 313(1) | 386(1) | 78 | 25.3% |
| 製造業 | | 78 | 73 | 4 | -5.2% |
| 鉱業 | | 1(1) | 2 | 2 | - |
| 建設業 | | 35 | 44(1) | 8 | 22.2% |
| 土木工事業 | | 13 | 20(1) | 7 | 53.8% |
| 建築工事業 | | 11 | 19 | 8 | 72.7% |
| その他建設業 | | 11 | 5 | 7 | -58.3% |
| 陸上貨物運送事業 | | 48 | 43 | 5 | -10.4% |
| 林業 | | 6 | 4 | 2 | -33.3% |
| 商業 | | 42 | 47 | 6 | 14.6% |
| 接客娯楽業 | | 21 | 14 | 6 | -30.0% |
| 保健衛生業 | | 42 | 106 | 64 | 152.4% |
| 医療業 | | 11 | 42 | 31 | 281.8% |
| 社会福祉施設 | | 31 | 64 | 33 | 106.5% |

【災害の傾向(事故の型別)】



※新型コロナウイルス感染症によるり患者も含まれます。

職長とは、実際に生産作業が行われる第一線において、労働者を直接指導・監督する立場にある責任者です。

職長が作業場の安全衛生や災害防止についての確かな知識を有し、しっかりリーダーシップをとって現場のマネジメントを行うとともに、機械設備等の不安全な状態、労働者の不安全な行動を解消していくことが、労働災害の発生を防止するために必要不可欠なものです。

令和5年4月1日より、これまで職長教育の対象外の職種であった「食料品製造業」、「新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業」の2業種を新たに対象業種とする法改正が施行されます。

新たに対象業種となった事業場においては、対象者の選定、教育計画等をしっかり検討し、必要な教育の漏れが生じないように留意してください。

また、安全管理のレベルアップ及び過重労働防止の観点から、担当を補佐する職員への教育をおすすめしています。



働き方改革を進めるために、自動車運転者の改善基準告示が改正されます！

「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準(改善基準告示)」について、過労死等の防止の観点から見直しを行い、2024年4月1日から改正された改善基準告示が適用されます。

トラック運転手については1年の拘束時間が原則3300時間(最大3400時間)に、1か月の拘束時間は原則284時間(最大310時間)に、1日の休息時間は継続11時間(を基本とし継続9時間を下回らないこと)が基本となります。

タクシー、ハイヤー運転手については、日勤の1か月の拘束時間が288時間に日勤の休息時間が継続11時間(を基本とし継続9時間を下回らないこと)が基本となります。

バス運転手について1年の拘束時間は原則3300時間(最大3400時間)に、1か月の拘束時間は原則281時間(最大294時間)に、1日の休息時間が継続11時間(を基本とし継続9時間を下回らないこと)が基本となります。

なお、署では荷主への要請も行っておりますが、手待時間の削減取組へ御理解の上、対応をお願いします。



✔️ ✔️ ✔️ **必ずチェック！最低賃金！** ✔️ ✔️ ✔️

～宮城県特定(産業別)最低賃金が改定されました～

宮城県特定(産業別)最低賃金が、令和4年12月15日に改定されました。

次の業種に該当する事業場で働く労働者には、それぞれの宮城県特定(産業別)最低賃金が適用されます！

| 宮城県特定(産業別)最低賃金 | 最低賃金額(時間額) | 効力発生日 |
|---------------------------------------|-------------|----------------|
| 鉄鋼業 | 983円 | 令和4年 12月15日 |
| 電子部品・デバイス・電子回路、 電気機械器具、情報通信機械器具製造業 | 919円 | |
| 自動車小売業 | 946円 | |

※適用される業種・産業分類は、日本標準産業分類によります。

宮城県特定(産業別)最低賃金には、適用除外労働者についての定めもあります。

適用除外労働者に該当する場合には、宮城県最低賃金(時間額883円)が適用されます。

詳細についてのお問合せは、古川労働基準監督署監督課(0229-22-2112)まで。

宮城県最低賃金は、
時間額

883円

(令和4年10月1日～)

こちらも一緒に✔️!
守ろう、最低賃金!



最低賃金制度のマスコット
チェックマン